

## 災害時における施設等の提供協力に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社シーケンス（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、住民の緊急避難場所、避難所及び他の自治体から派遣される応援職員等の滞在場所（以下「緊急避難場所等」という。）として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において施設を確保する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 乙が管理する施設の緊急避難場所等としての利用

所在地・名称	福山市神辺町旭丘47番地2 (株式会社シーケンス板金工場)
受入場所	2階食堂 (90㎡)
	板金工場1階組立棟, 検査棟, 西棟 (638㎡)

(2) 乙に所属する人員による緊急避難場所等の運営支援

(3) 乙が所有する太陽光発電を活用した電力の使用

(4) その他協議し合意した事項

### （要請手続）

第3条 甲は、災害時に緊急避難場所等の施設を開設する必要があると認めたときは、乙に対しその旨を文書または口頭で要請する。緊急避難場所等の使用を終了するときも同様とする。

### （使用料）

第4条 甲が、この協定に定めるところにより第2条第2項第1号の施設を緊急避難場所等として使用する場合の使用料は無料とする。

(電気料金の負担)

第5条 太陽光で発電した電力の使用に係る電気料については、無料とする。ただし、太陽光で発電した電力を上回る電気料の使用については、上回った部分を甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(代金の支払)

第6条 甲は、乙から前条第1項に規定する費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(原状復旧)

第7条 甲又は住民等が、本協定の規定により第2条第2項第1号の施設を緊急避難場所等として使用した際に、当該施設又は付属設備を破損したときは、甲の負担により原状に復すものとする。

(使用時の事故に係る責任)

第8条 乙は、第2条第2項第1号の施設を住民等が使用した際に発生した事故については、その責任を負わないものとする。

(連絡先確認及び報告)

第9条 この協定の万全の実行を図るため、甲乙相互の連絡先、連絡責任者及び担当者を定めるものとし、変更があれば、都度報告を求めることができる。

(平常時の連携)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後においても同様とする。

この協定の成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

2024年（令和6年）2月2日

甲 福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 枝広 直幹

乙 福山市神辺町旭丘6番地5  
株式会社シーケンス  
代表取締役 小幡 武司